

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：北海ロード株式会社（法人番号5460301000912）
業者の住所：北海道北見市北斗町3-8-4
- 2 指名停止措置期間：令和8年4月24日から
令和8年5月23日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内

4 事実概要

上記有資格業者及び上記有資格業者の代表取締役は、作業車に液化石油ガスを積載し、北見市内の工事現場に移動するに当たり、その積載方法及び移動方法が経済産業省令で定める技術上の基準に反していたことから、高圧ガス保安法及び液化石油ガス保安規則違反により、令和8年2月9日、北見簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号不正又は不誠実な行為に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領（抄）

付表第2

措置要件	期間
不正又は不誠実な行為 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内